点検結果表 (規制の事前評価)

政策の名称 根拠となる法令		建築基準法施行令の一部を改正する政令案(③大臣認定 を受けた工作物についての仕様規定の一部適用除外) 府省名 国土交通省					
		□法律 ■政令 □府省令 □告示 □その				<u></u>	
		建築基準法施行令					165
規制の区分		□新設等					差 止
点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		■設定あり □設定なし					
ベースライン		□設定あり ■設定なし					1
費用の分析	遵守費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし	□分析なし	2
	行政費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし	□分析なし	3
	その他の社会的費用	□金銭価値化	□定量化	□定性的記述	□負担なし	■分析なし	4
便益の分析		□金銭価値化	□定量化	■定性的記述 □分析なし			
費用と便益の 関係の分析		□費用便益分析	□費用効果分析	□費用分析 ■	■定性的な分析	□分析なし	
代替案	代替案の設定	□設定あり □想定される代替案なし ■設定なし					(5)
	規制緩和の 場合	□廃止案を代替案としている ■廃止案を代替案としていない					
	代替案との 比較	□費用・便益で比較 □費用で比較 □便益で比較 ■比較なし					
レビューを行う 時期又は条件		■設定あり □設定なし					

【課題の説明】

- ① ベースラインについて、現状における問題などを記載するにとどまり、本件規制の緩和を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。
- ② 遵守費用について、「建築主の遵守費用は現行より軽減される」と定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り金銭価値化して示すことが望まれる。具体的には、(i)大臣認定を受けた工作物の設置数及び(ii)本件規制の緩和によって軽減される一件当たりの設計に係る費用を推計する方法が考えられる。
- ③ 行政費用について、「建築確認等に係る費用」が軽減されると定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り金銭価値化して示すことが望まれる。具体的には、(i) 想定される建築確認の件数及び(ii) 本件規制の緩和によって軽減される一件当たりの確認に係る費用を推計する方法が考えられる。

また、行政費用を負担する主体の別(国、地方公共団体又は関係法人)を明示する必要がある。

- ④ その他の社会的費用についての記載がないが、費用が想定されない場合には、その旨を説明することが 必要である。
- ⑤ 代替案について、「大臣認定を取得した工作物について、引き続き耐久性等関係規定以外の仕様規定を適用する」と記載しているが、ベースラインとすべき内容であり、これとは異なる適切な手段を明示する必要がある。具体的には、性能評価及び大臣認定を不要とする案等が考えられる。